

(目的)

第1条 この規程は、北海道公立大学法人札幌医科大学が受入れる寄附金について、その取扱いに関し必要な事項を定め、その適正な運用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、寄附金とは、本学における業務の実施を財政的に支援することを目的に寄附される現金及び有価証券であって、次に掲げる経費に充てるものをいう。

- (1) 札幌医科大学における学術研究に要する経費
- (2) 札幌医科大学学生に貸与又は給与する学資
- (3) 札幌医科大学学生に貸与又は給付する図書、機械、器具及び標本等の購入費
- (4) 札幌医科大学における教育研究の奨励を目的とする経費
- (5) その他法人の業務遂行に要する経費

(受入れの制限等)

第3条 次に掲げる条件の付されている寄附金は、これを受け入れることができない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に贈与すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附者が寄附金の使途について調査を行うこと。
- (4) 寄附申込み後、寄附者の意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) 札幌医科大学における教育研究上支障があると認められる条件
- (6) その他法人の業務遂行に支障があると認められる条件

(申込み)

第4条 寄附金の申込みは、次に掲げる事項を記載した寄附申込書により受付けるものとする。

- (1) 寄附者の氏名及び住所（法人にあっては、法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 寄附金額
- (3) 寄附の目的
- (4) その他参考となる事項

(受け入れの決定等)

第5条 理事長は、寄附金の申込みがあったときは、別に設置する寄附金審査委員会の審査を経て寄附金の使途目的が本学の業務遂行上、有意義であり、かつ、支障がないと認められるものについて、受入れを決定するものとする。

2 理事長は、受入れの決定をしたものについて、役員会に報告するものとする。

3 理事長は、受入れの決定をしたものについて、速やかに寄附者に入金依頼をする。

(研究助成団体等の助成金)

第6条 教員等の申請により民間の研究助成団体等からの助成金によって行う学術研究であつて、当該学術研究を本学の施設・設備等を使用し、また、職務として行う場合、研究助成団体等又は教員は、当該助成金を奨学寄附金として本学へ寄附するものとする。なお、助成金の使用内容及び研究期間等については、団体等の条件に準じることとする。ただし研究助成団体等の規程において大学法人への寄附を認めていない場合はこの限りでない。

(使途変更等)

第7条 理事長は、職員から目的を達成した寄附金に残額が生じ、他の使途に使用する旨の申請があつたときは、適当と認められる場合に限り当該申請を承認するものとする。

2 理事長は、研究助成団体等からの助成金を奨学寄附金として受け入れている場合において、研究担当者が国内の国公立大学又は私立大学医学部へ異動した場合は、当該寄附金に係る研究担当者を変更し、又は当該研究担当者の異動先に当該寄附金を移し替えることができる(上記以外の移し替えについては、理事長が適当と認めた異動先に限る)。

なお、移し替えにあつては、当該研究担当者から、当初の寄附目的の達成のために、引き続き研究を行う必要がある旨の申請が行われ、理事長が奨学寄附金を異動先に移し替えることが適当であると認め、かつ、異動先大学の長の同意が得られたときに限り承認することができるものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか寄附金に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則 (平成19年10月1日規程第186号)

1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。

2 この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則 (平成20年4月21日規程第73号)

この規程は、平成20年4月21日から施行する。

附 則 (平成24年2月23日規程第7号)

この規程は、平成24年2月23日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日規定第6号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規程32号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月16日規程7号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。